

生駒市条例第30号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第3条の8中「附則第3条の4」を「附則第3条の5」に、「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の9とする。

附則第3条の7中「附則第3条の4」を「附則第3条の5」に、「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の8とする。

附則第3条の6中「附則第3条の4」を「附則第3条の5」に、「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の7とする。

附則第3条の5中「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の6とする。

附則第3条の4中「第20項」を「第19項」に改め、同条を附則第3条の5とし、附則第3条の3の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

第3条の4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第4条、第6条及び第6条の2中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第 8 条中「附則第 3 条の 4 及び第 3 条の 6」を「附則第 3 条の 5 及び第 3 条の 7」に、「附則第 3 条の 4 及び第 3 条の 7」を「附則第 3 条の 5 及び第 3 条の 8」に、「附則第 3 条の 5、第 3 条の 7 及び第 3 条の 8」を「附則第 3 条の 6、第 3 条の 8 及び第 3 条の 9」に、「附則第 3 条の 7 から第 4 条まで」を「附則第 3 条の 8 から第 4 条まで」に改める。

附則第 9 条中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「第 3 4 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 3 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する家屋に対して課する平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。